

平成28年度

下期定期監査報告書

帯広市監査委員



帯監査第92号  
平成29年3月28日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様  
帯 広 市 議 会 議 長 小 森 唯 永 様

帯広市監査委員 林 伸 英  
帯広市監査委員 秋 田 勝 利  
帯広市監査委員 鈴 木 仁 志

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成28年度に実施した定期監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

# 目 次

第 1	監査の項目	.....	1
第 2	監査の目的	.....	1
第 3	監査の対象	.....	1
第 4	監査の範囲及び方法	.....	1
第 5	監査の期間	.....	1
第 6	監査の結果	.....	2
第 7	監査結果に関する意見	.....	5

# 定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

## 第1 監査の項目

収入及び支出事務等の執行状況について

重点項目：外部送付帳票等の受領・チェックについて

## 第2 監査の目的

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、また、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について、関係する法令等に基づき適正に執行されているか、及び内部統制機能が発揮されているかに着目して監査を行い、効率的な行政運営の確保に資することを目的とした。

## 第3 監査の対象

政策推進部（政策室、企画課、東京事務所）

総務部（行政推進室、職員課、市民税課、納税課）

市民環境部（国保課、戸籍住民課、川西支所、大正支所）

商工観光部（商業まちづくり課、工業労政課）

農政部（農政課、農村振興課）

産業連携室

都市建設部（管理課、建築指導課、土木課、道路維持課）

会計課

## 第4 監査の範囲及び方法

### 1 範囲

平成28年4月1日から平成28年9月30日までに執行された事務を対象とした。

### 2 方法

監査を行う歳入及び歳出の項目等については、抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

## 第5 監査の期間

平成28年9月20日から平成29年3月23日まで

## 第6 監査の結果

収入及び支出事務の執行状況、重点項目とした外部送付帳票等の受領・チェックの実施状況について監査した結果、一部に改善を要する事務処理があったので、特記事項として記載する。

### 1 部課別の監査結果

#### (1) 政策推進部

##### ア 政策室

特記すべき事項はなかった。

##### イ 企画課

特記すべき事項はなかった。

##### ウ 東京事務所

特記すべき事項はなかった。

#### (2) 総務部

##### ア 行政推進室

特記すべき事項はなかった。

##### イ 職員課

特記すべき事項はなかった。

##### ウ 市民税課

特記すべき事項はなかった。

##### エ 納税課

特記すべき事項はなかった。

#### (3) 市民環境部

##### ア 国保課

特記すべき事項はなかった。

##### イ 戸籍住民課

特記すべき事項はなかった。

##### ウ 川西支所

特記すべき事項はなかった。

エ 大正支所

特記すべき事項はなかった。

(4) 商工観光部

ア 商業まちづくり課

特記すべき事項はなかった。

イ 工業労政課

特記すべき事項はなかった。

(5) 農政部

ア 農政課

特記すべき事項はなかった。

イ 農村振興課

特記すべき事項はなかった。

(6) 産業連携室

特記すべき事項はなかった。

(7) 都市建設部

ア 管理課

特記すべき事項はなかった。

イ 建築指導課

特記すべき事項はなかった。

ウ 土木課

特記すべき事項はなかった。

エ 道路維持課

特記すべき事項はなかった。

(8) 会計課

特記すべき事項はなかった。

## 2 外部送付帳票等の受領・チェック状況

市民など対外的に送付する帳票等について、情報処理システム運用マニュアルに基づきチェック等が行われているかについて監査を行った結果、一部に改善を要する事務処理があった。

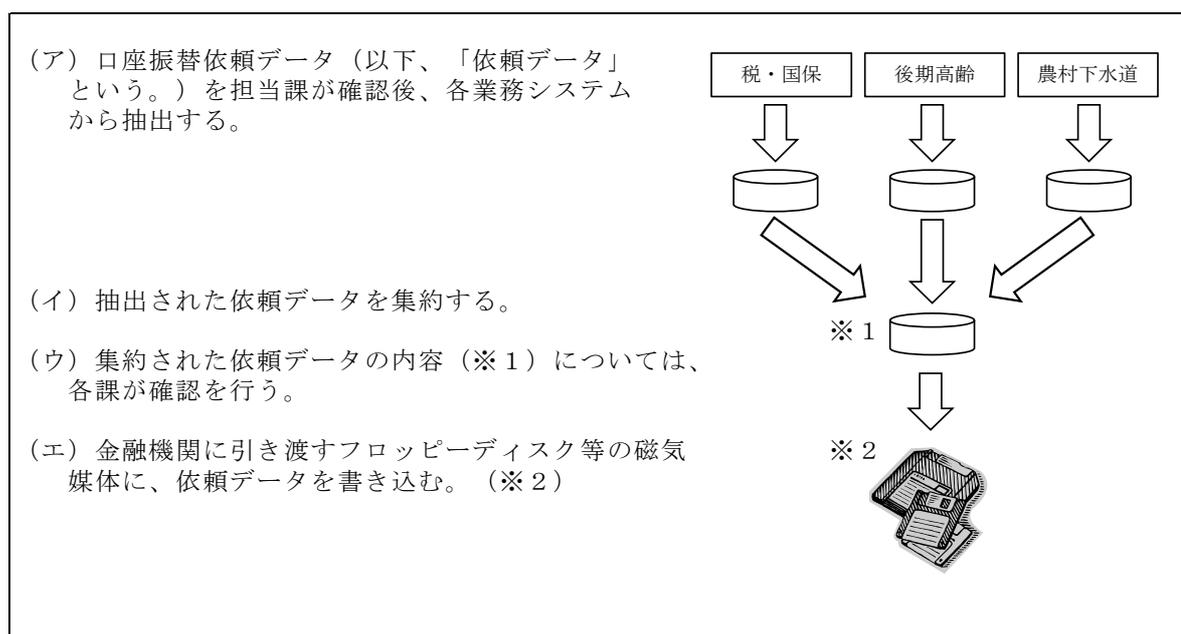
監査対象課	監査対象事務
政策推進部企画課	市民アンケート対象者抽出事務（アンケート送付用宛名シール）
総務部市民税課	市民税・道民税納税通知書（普通徴収）、払込取扱票、更正決定通知書作成事務
総務部納税課	口座振替依頼データ作成事務（市道民税）
	口座振替不能通知書兼納付書作成事務
	市道民税特別徴収督促状作成事務
市民環境部国保課	口座振替依頼データ作成事務（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料）
	国民健康保険料督促状兼納入済通知書作成事務
農政部農村振興課	口座振替依頼データ作成事務（農村下水道事業受益者分担金）

### （1）フロッピーディスクデータ等の電子データ成果物のチェックについて改善を要するもの

#### ア「口座振替依頼データ作成事務」

口座振替を行うために、納付金額等を記録して金融機関に引き渡すフロッピーディスク等の磁気媒体について、記録されるべき口座振替依頼データの内容（※1）は担当課が確認しているが、データが記録された磁気媒体自体（※2）の確認を行っていなかった。

【総務部納税課、市民環境部国保課、農政部農村振興課】



## 第7 監査結果に関する意見

収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理は適正に行われており、全体を通して改善が図られていることが認められました。

このことは、これまでの監査における指摘等を全庁的な課題としてとらえ、適正な事務執行に向けた取組が浸透しつつある成果と評価いたします。

本年度においても、市民生活に影響を及ぼす事務処理が発生しましたが、これまでのリスク管理の対応策に加えて、「適正な業務執行の指針」を策定し、全庁を挙げた取組が進められております。

しかしながら、重点事項として実施した外部送付帳票等の受領・チェック事務において、市税等の口座振替を行うために金融機関に引き渡す磁気媒体の確認方法について、改善を要する事務処理が見受けられました。

今後においては、適正な事務執行に向けた取組を継続され、更なる内部統制の充実に努められますよう期待いたします。